

下河辺牧場 JRA オーナーズクラブ ウイナーズ

会員規約

第1条 (目的及び名称)

当会はサラブレッドを共有し、競馬を楽しもうとする会員が集い、親睦を深めることを目的とし、会の名を「ウイナーズ」と称し、ウイナーズの代表者を下河辺隆行とします。

第2条 (事務局)

ウイナーズ事務局は、(株)サラブレッドブリーダーズクラブ(北海道日高町)内に置くものとします。

第3条 (入会手続き)

当会へ入会を希望する方は、所定の申込書にて入会申込みをなし、入会金3万円(消費税込み)を支払うものとします。但し入会申込み資格者は、日本中央競馬会から馬主登録を受けている方に限るものとします。

第4条 (ウイナーズ所属馬)

ウイナーズ所属馬(以下「所属馬」という)の所有権は、当該所属馬の共有持分権を購入した各会員に共有的に帰属するものとし、下河辺隆行をその共有代表馬主とします。

第5条 (所属馬の持分購入手続き)

- 各所属馬の持分口数はこれを10口とします。
- 所属馬の共有持分(以下「持分」という)の購入を希望する方は、所属馬の持分購入申込みをなし、当該所属馬につき定められた購入代金を支払うものとします。
- 所定の購入代金を全額納入した時点で、会員は当該所属馬の持分を取得し、ウイナーズから持分証書の発行を受け取ります。

第6条 (預託料)

所属馬の預託料は、2歳6月21日より毎月会員がその持分に応じて負担し、当月分を翌々月の21日までに納入するものとします。預託料には、厩舎預託料のほか、育成費、輸送費、治療費、各種登録料(G1レース等の追加登録料を含む)など、飼育管理に関わる一切の費用が含まれます。なお、会員は持分権を放棄することにより、預託料の支払いを免れることはできません。

第7条 (競走馬保険)

- 所属馬は、2歳6月21日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険(死亡保険)に加入させるものとします(6月21日より翌年6月20日を保険年度とします)。共有代表馬主は、所属馬につき保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払い請求手続きをします。
- 平地競走馬については、2歳時の6月21日より1年間、その持分購入代金100%を、3歳時の6月21日より1年間を70%、それ以降は50%を、それぞれ保険加入額とします。ただし、G3・Jpn3以上の平地重賞競走に優勝した場合には、その馬齢にかかわらず、速やかにその加入額を持分購入代金の100%に変更します。また障害馬については、その馬齢及び持分購入代金の額にかかわらず一律200万円をもって保険加入額とします。
- 会員は購入した所属馬につき、当該年度分の保険料を持分に応じて負担するものとします。また、前項記載の事由により、保険加入額が保険期間中に変更となる場合に

については、ウイナーズ所定の手続きにしたがい、保険料の不足額を納入します。競走馬保険約款に基づき支給された保険金は、全額持分に応じて会員に支払われます。

- 所属馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもって損害全てに対する補填とし、会員は、ウイナーズ及びその関係者に対し何ら請求しないものとします。
- 保険料の増額を伴わない限度で、競走能力喪失等の特約を付加した場合の特約保険金は、本条第3項に準じて全額会員に支払われます。この特約保険金は、第11条第1項及び第2項記載の総収入金額の合計に含まれるものとします。

第8条 (賞金等の取扱い)

- 会員に対する賞金のお支払いは、所属馬が獲得した賞金(出走奨励金、付加賞金等を含む。以下同じ)から、進上金、源泉税及びウイナーズ手数料(賞金の3%)を控除した金額を、持分に応じて精算し、会員指定の口座に翌月末日(金融機関非営業日の場合はその翌日)に振り込みの方法により送金されます。ただし、地方競馬指定交流競走及び外国における競走に出走した場合については、例外的に翌々月末以降のお支払いとなります。
- 所属馬がG1・Jpn1重賞競走(海外における競走を含む)に優勝した場合、会員は一般の馬主慣行に従った祝儀、祝賀会等に要する経費(実費)を、その賞金の10%を超えない範囲内にて持分に応じて負担するものとします。
- 競走馬に対して規定されている、事故見舞金、特別出走手当は全額持分に応じて、会員に支払われます。
- 第1項、ならびに第3項、及び第12条に掲げる送金は、いずれも、持分購入代金及び納入期限が到来した預託料等が完納されるまでは、保留されるものとします。従って、たとえ当該所属馬が賞金等を受けていても、上記の納入がない場合には、これを滞納とみなして、第14条(会員資格の失効等)が適用されることもあります。なお、完納後はウイナーズの支払い事務手続きに従って支払われるものとします。
- 所属馬が獲得した賞品・副賞のうち、純金メダル及び競馬会賞品(寄贈賞品及び参加賞等は除く)については、当該馬の共有馬主間に帰属するものとし、その配分等の方法及び例外規定については、本項細則に別に定めるものとします。寄贈賞品及び参加賞については、共有代表馬主の帰属とします。

第9条 (厩舎の選定等)

預託厩舎の選定、入厩の可否、競走馬登録、調教、出走する競走の選定(外国における競走を含む)、騎乗騎手の選定、引退時期、売却、処分などについては、会員はこれを共有代表馬主に一任するものとします。

第10条 (所属馬の海外遠征)

- 所属馬を外国における競走に出走(以下「海外遠征」という)させる場合は共有代表馬主が決定するものとし、会員にこの決定を通知します。
- 海外遠征の場合、進上金の取り扱いについては、遠征先の控除率に従うものとしますが、当該規定が調教師、騎手、

厩務員を対象としない場合は、本邦規定を準用します。さらに、JRA交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた、検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費について、会員は遠征馬の競走成績に係わりなく、これを負担するものとします。

第11条 (特別割引制度)

1. 所属馬が入厩の有無にかかわらず、1回もレースに出走できないまま引退し、その引退時までの同馬の事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金(牝馬の場合)、その他の総収入金額が同馬の購入代金の50%に充たない場合には、会員はその不足額につき、引退の通知がなされた日から1年以内に所属馬の購入申込みをする場合に限り、その購入代金に同不足額を充当することができます。
2. 所属馬が出走しても1回も第1着となれず引退し、その引退時までの同馬の総獲得賞金、特別出走手当、事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金(牝馬の場合)、その他の総収入金額が、同馬の購入代金の40%に充たない場合には、会員は、その不足額につき、引退の通知がなされた日から1年以内に所属馬の購入申込みをする場合に限り、その購入代金に同不足額を充当することができます。
3. 会員が、第1項及び第2項に定める新規持分の購入を、上記各通知がなされた日から1年以内になさない場合、または選択した新規持分と従前の持分もしくは充分分との間の不足額を納入しない場合には、この特典は消滅するものとします。
4. 所属馬が死亡するなどして、死亡保険金(第7条第1項)が支給される場合は、本条の適用はありません。

第12条 (所属馬の引退)

1. 所属馬のうち引退した牡馬が売却可能な場合には、その売却をウイナーズに委託するものとし、この売却代金は全額、持分に応じて会員に支払われます。但し、当該牡馬が引退後、種牡馬となる場合には、その売却代金、その他の利益金の40%相当額を手数料としてウイナーズが控除し、残額が持分に応じて会員に支払われるものとします。
2. 所属馬のうち、牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とします。牝馬が引退する場合には、その競走成績の如何にかかわらず、生産(提供)牧場等が当該牝馬の持分をその購入代金の10%相当額にて買い戻し、会員はこの買い戻しに応ずるものとします。但し、当該牝馬が引退する際に、競走能力喪失に基づいて支給された見舞金及び第7条第5項に規定する特約保険金の支払われる場合において、その合計額が当該持分購入代金の10%相当額以上となる場合には、本項の適用はありません。また、これを下回る場合は、その差額をもって「買い戻し」売却金額とします。
3. 所属馬が死亡した場合、本条の適用はありません。

第13条 (再登録馬の再共有)

1. 第12条により共有関係の終了した未勝利馬または未出走馬は、共有代表馬主の判断により再び中央競馬の競走登録を行うこと(以下「再登録」という)を目的として地方競馬の競走用馬に売却して転籍させることがあり、再登録に際して共有代表馬主は、当該馬を共有していた従前の共有会員(会員資格を継続して有している方に限る。以下同じ)に限定し、再び共有者として募ることができるものとします。なお、従前の共有会員がかかる再共有者の募集に応じるかどうかは自由とします。また、詳細については別に本条の細則に定めるものとします。

2. 前項記載の再共有に係わる売買契約に際しては、第7条に規定する競走馬保険には加入しません。但し、当該所属馬が中央競馬に再登録した後、第7条2項に規定する平地重賞競走に優勝した場合に至った際は、第5条記載の持分購入代金を加入額とする競走馬保険に直ちに加入することとし、会員は、第7条の規定に従って保険料を負担するものとします。
3. 第1項記載の共有会員の再募集に係わる売買契約に際しては、第11条に規定する特別割引制度の適用はありません。
4. 第1項記載の再共有に係わる売買契約に際しては、前条第2項に規定するいわゆる「牝馬の買い戻し」は適用せず、共有者たる会員が再度購入した所属馬が抹消、処分及び、返還を迎えるに至った場合は、生産(提供)牧場に無償で譲渡されます。
5. 第1項記載の再共有に応じた会員は、地方競馬の競走馬登録を抹消した翌日から預託料、輸送費等諸経費を負担するものとします。

第14条 (会員資格の失効等)

1. 会員が第5条ないし第7条の納入義務をその各期日に履行しない場合には、同期日から納入済に至るまで、当該債務額に対し年率20%の割合による遅延利息を支払うものとします。
2. 会員が前項の納入義務をその各期日から2ヶ月以上滞納した場合及び日本中央競馬会の馬主登録から抹消された場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに会員が有していた持分権及びこれから生ずる一切の権利も消滅するものとします。この場合は、会員は速やかに持分証書をウイナーズに返還するものとします。
3. 会員が、第9条に違反するなどして、ウイナーズの円滑な運営を妨げた場合には、ウイナーズは、かかる会員に対し退会を求めることがあります。
4. 第2項により会員資格が失効した方の持分権及び第3項により退会になった方の持分権は、それぞれの会員資格の失効及び退会と同時に共有代表馬主に帰属するものとします。

第15条 (持分の譲渡)

持分の譲渡は、所定の方法に従い、ウイナーズに事前の承認を得て行うものとし、会員間においてのみ可能とします。(名義書換手数料2万円/一口当たり)。

第16条 (納入済み代金等)

会員が納入した、入会金、持分購入代金、預託料、保険料、ウイナーズ手数料等は、理由の如何にかかわらず返還いたしかねます。

第17条 (管轄権を有する裁判所)

紛議については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 (規約の変更)

本規約は必要に応じて変更されることがあります。但し、本規約が変更となった場合でも、会員が既に持分を取得した所属馬については、当該馬が登録を抹消されるまでの間は、なお従前の規定を適用します。

会員規約第8条第5項に定める細則

第1条 (基本理念)

1. 純金メダル及び、金製品、宝飾品等いわゆる競馬会賞品(以下「賞品」という)については、受賞馬の共有馬主間に帰属するものとします。ただし、冠スポンサー提供の寄贈賞品のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状及びDVD等について

は共有代表馬主の帰属とします。

- ウイナーズは、受賞馬の共有馬主(以下「共有馬主」という)の内より、第2条第1項及び第2項に定める手続きに従い賞品購入者1名を募り売却します。売却代金は、本条第3項記載の事務経費を控除の上、持分口数に応じて共有馬主に支払われます(以下「賞品売却代金」という)。また、やむをえず、購入者が特定できない場合にあっては、純金メダル及び金製品については市中(金製品取り扱い専門業者)にて売却します。また、宝飾品等金製品以外の賞品で、第2条第3項の手続きを経てもなお購入者が特定出来ない場合にあっては、やむをえないこととして、日本中央競馬会(JRA)購買価格の1割にて生産(提供)牧場等に適宜売却し換価します。ただし、優勝カップ等について、生産(提供)牧場から買い取り申し出のあった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は、第2条第2項の定め因るものとします。
- ウイナーズは、売却代金の内より、賞品保管その他の事務経費として1つの受賞につき2万円(消費税込み)を控除した後、これを賞品売却代金とします。

第2条 (賞品購入者の特定とその方法)

- ウイナーズは次項に定める基準により賞品購入者を募ります。購入希望者が複数の場合は、所定の日時に抽選を行い購入者を特定します。
- 賞品購入価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額(金製品取扱い専門業者の取扱手数料相当額等は除く)としますが、その売却価格が、JRA購買価格の6割に満たない場合は、JRA購買価格の6割をもって購入価格とします。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、JRA購買価格を基に、その6割と定めます。
- 前項により購入者を特定できない場合は、純金メダル及び金製品については市中にて売却します。また宝飾品等金製品以外の賞品は、JRA購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有馬主内より購入者を募り、最も高額となる換価提示者を購買者とします。最高額提示者が複数の場合、本条第1項にない抽選とします。
- 賞品の購入者は、購入代金を、ウイナーズ所定の手続きにしたがい銀行振込の方法により、直ちに納入します。振込の遅延ならびに購入の取り消しはできないものとします。
- 前項に違反した場合、次回以降の賞品購入者になれません。また、ウイナーズは、かかる違反にあたり、新たな持分購入申込みならびに会員規約第11条(特別割引制度)に基づく特典の取り下げができるものとします。

第3条 (賞品売却代金の共有馬主へのお支払い時期)

賞品売却代金は、第1条第3項の事務経費を控除の上、購入者から賞品購入代金の振り込みを受けた月の翌月末に行います。送金事務にあつては、会員規約第8条第4項の規定を準用します。

第4条 (季節要因等による事務の遅延等)

慣例として、主に1月から3月の間、純金メダル等賞品がJRAより送付されません。この間の優勝競走については4月以降の賞品受領となるため、ウイナーズは、購入者の特定ならびに配当の実施を、やむをえず適宜延期することがあります。また、競走主催者が、JRAとは異なる賞品の取り扱いを行う場合においては、第1条ないし第3条の規定をできるだけ準用のうえ、ウイナーズは事務を執り行います。

第5条 (細則の変更)

本細則は、必要に応じて変更されることがあります。

会員規約第13条に定める細則

第1条 (基本理念)

- 3歳以上未勝利馬、または未出走馬の出走機会改善のため、地方競馬に売却のうえ転籍して勝利し、JRAが定める一定の基準を満たしたうえで中央競馬に再登録(以下この一連の行為を「転籍再登録」という)することを目的に本細則を定めるものとします。
- 共有代表馬主と会員(共有馬主)との共有関係は、当初中央競馬の競走馬登録を抹消する(以下「中央登録抹消」という)際に、会員規約第12条に基づいて終了しますが、共有代表馬主は転籍再登録を目的とした共有関係の解除である旨を会員に通知します。再登録の際に共有代表馬主は、従前の共有会員に限定し、あらためて再度共有することを提案します。この従前の共有会員とは、再登録の際にウイナーズ会員資格を有している方に限るものとします。なお、従前の共有者がかかる再共有に応じるかどうかは自由とします。
- 転籍再登録の際の地方馬主は、下河辺隆行とします。
- 本条第2項に規定する再登録は行われない場合があり、再登録の実施及びその時期については、ウイナーズが判断して行うものとし、従前の共有会員はこれを承諾するものとします。

第2条 (中央登録抹消の際の牡馬売却代金)

転籍再登録を目的とする競走馬が牡馬の場合、会員規約第12条第1項に基づいて共有代表馬主が売却し、その売却代金は一頭あたり一律30万円とします。

第3条 (再登録の際の購入金額)

再登録の際の共有に係わる共有会員の購入代金は、牡馬の場合は前条に定める売却代金相当額とし、牝馬の場合は、会員規約第12条第2項に規定する売却代金相当額とします。なお、中央登録抹消の際に会員規約第11条に定める特別割引制度に該当した場合については、この特別割引制度相当額を前記売却代金に加算した合計額を購入金額と定めます。

第4条 (細則の変更)

本細則は、必要に応じて変更されることがあります。

【注意事項】

再登録の際の新たな共有関係に伴う売買契約においては、会員規約第13条第2項から第4項に掲げる事項を除いては、変わらず会員規約が適用されます。また、本条細則の運用に伴い、以下の点にご注意下さい。

- 会員規約第12条第2項に規定するいわゆる「牝馬の引退時期」は、変わらず6歳3月とします。
- 転籍再登録の場合、引退に際して、抹消給付金の支給対象とはなりません。

*『Stallions in Japan 2024』(日本競走馬協会制作)の該当動画にリンクします。QRコードを読み取るには、スマートフォンやタブレット端末にQRコードを読み取るアプリケーションがインストールされている必要があります。機種によってはご覧になれない場合があります。また、動画コンテンツのご視聴にはインターネットへの接続が必要になります。通信費用はお客様のご負担となります。